

広島県立特別支援学校スクールバス運行関連
システム導入、運用及び保守業務
調達仕様書

令和8年1月
広島県教育委員会
(特別支援教育課)

1 調達概要

(1) 業務名

広島県立特別支援学校スクールバス運行関連システム導入、運用及び保守業務
(以下「本調達」という。)

(2) 本調達の背景・目的

県立特別支援学校では、就学区域が広範囲であることから、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の通学手段の確保を目的として、通学用スクールバスを民間委託により運行しており、令和7年度時点で、県立特別支援学校16校において、約1,500名（うち、約9割が知的障害）の生徒等が登下校時にスクールバスを利用している。

スクールバスを利用する生徒等の保護者は、子供をバス停留所まで連れて行き、スクールバス乗務員に引き渡すまでの対応を行っているが、バスの遅延時には、待ち時間の見通しが立たないまま、バス停留所で子供の安全に気を配りながら、介添え等の対応を長時間行う必要があるなど、負担が生じている。

また、同様にバスの遅延時には、学校においても到着時刻の見通しが立たないまま教職員がバスの到着を待つ状況があり、このような負担の軽減を図ることができる。

これらの状況を踏まえて、スクールバス運行に係る安全管理と、保護者等の負担を解消させる手立てとして、スクールバス運行状況を確認できるシステムを導入する。

(3) 本仕様書の位置付け

広島県立特別支援学校スクールバス運行関連システム導入、運用及び保守業務調達仕様書（以下「本仕様書」という。）は、広島県教育委員会が取り組む本調達に関する説明資料として作成したものである。

本仕様書を実現するために必要な構築費用、機器費用、運用管理（保守費用）、ライセンス費用及び契約期間終了後の機器回収等費用については、全て本調達に含むものとする。

2 業務の概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。

(2) 業務スケジュール

受注者は、次のスケジュールを踏まえて、本システムの運用開始に必要な各種作業を完了すること。

なお、本システムの導入期限は、第1期は令和8年3月31日まで、第2期は令和9年3月31日までとし、それぞれ翌月の運行開始日までに運用できる状態にすること。

第1期及び第2期の対象校については次のとおりとする。

○第1期 尾道特別支援学校、尾道特別支援学校しまなみ分校、呉特別支援学校、呉特別支援学校江能分級、呉南特別支援学校、福山北特別支援学校、福山特別支援学校、沼隈特別支援学校

○第2期 広島特別支援学校、廿日市特別支援学校、廿日市特別支援学校阿品台分校、三原特別支援学校、広島北特別支援学校、黒瀬特別支援学校、黒瀬特別支援学校のみのお分校、庄原特別支援学校

【参考：業務スケジュール表】

項目	令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	～	令和9年 3月	4月	～	令和10 年3月
入札公告～開札		→	→								
契約締結			→								
システム提供準備①			→	→							
導入・運用(8校バス32台)①					→	→	→	→	→	→	→
システム提供準備②					→	→	→	→			
導入・運用(8校バス37台)②									→	→	→

(3) 業務の範囲

本仕様書に基づき、次の業務を実施すること。

- ア 本システム稼働基盤に必要なサーバー等の調達、構築及び運用保守
 - イ 本システムの導入及び運用テスト
 - ウ 本システムの運用保守
 - エ 広島県教育委員会の本システム運用に関する技術的支援
 - オ 本システム利用者向けの操作マニュアル（※）の作成及び提供
- ※ 操作マニュアルと別途、主要機能に絞った簡易なマニュアル（以下「簡易版マニュアル」という。）を作成及び提供すること。

(4) 本システム利用者

- ア 広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課（以下「県教委」という。）
- イ 県立特別支援学校 16 校（以下「対象校」という。）

学校名	障害種別	所在地
尾道特別支援学校	聴覚障害	尾道市栗原町 1524
	知的障害	
尾道特別支援学校しまなみ分校	知的障害	尾道市因島大浜町 1517-1
広島特別支援学校	肢体不自由	広島市安佐北区倉掛二丁目 47- 1
	知的障害	
福山特別支援学校	肢体不自由	福山市津之郷町津之郷 280- 3
廿日市特別支援学校	知的障害	廿日市市宮内 10877- 2
廿日市特別支援学校阿品台分校	知的障害	廿日市市阿品台西 6- 1
福山北特別支援学校	知的障害	福山市加茂町下加茂 7006
三原特別支援学校	知的障害	三原市小泉町 10199- 2
吳特別支援学校	知的障害	吳市焼山北 3 丁目 22-1
吳特別支援学校江能分級	知的障害	江田島市能美町鹿川 3406- 3

庄原特別支援学校	知的障害	庄原市三日市町 5004-44
広島北特別支援学校	知的障害	広島市安佐北区三入東一丁目 25- 1
沼隈特別支援学校	知的障害	福山市沼隈町上山南 736- 3
黒瀬特別支援学校	知的障害	東広島市黒瀬町乃美尾 10025- 1
黒瀬特別支援学校のみ のお分校	知的障害	東広島市黒瀬町乃美尾 10001
呉南特別支援学校	聴覚障害 知的障害	呉市阿賀中央 5 丁目 13-71

ウ イに在籍する生徒等の保護者等（以下「保護者等」という。）

エ スクールバス運行業務受注者 20 社（令和 7 年度）（以下「運行業者」という。）

※ なお、運行業者において本システムを実用するのは、運転手又は生徒等とともにスクールバスに乗車する添乗員である。

（5）役割分担

本調達における受注者、発注者、対象校及び運行業者の役割については、他の規定に定めるものの他、次表のとおりとする。なお、次表により役割が判別できない内容については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

区分	役割
受注者	<ul style="list-style-type: none"> システムの稼働基盤に必要なサーバー等の調達、構築及び運用保守 システムの導入及び運用テスト システムの運用保守 県教委のシステムの運用に関する技術的支援 システム利用者向けの操作マニュアル（簡易版マニュアルを含む。）の作成及び提供 システムの導入前に県教委及び対象校へのシステムの操作説明 県教委、対象校の役割遂行に必要なシステムに関する情報の提供
発注者 (県教委)	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の進捗管理 システムの導入及び運用テストに関する検査 システムに関する対象校及び運行業者への案内 対象校及び運行業者への作業依頼 システムの運用状況の確認 対象校及び運行業者のシステムの利用に関する支援
対象校	<ul style="list-style-type: none"> システムに関する保護者への案内 保護者のシステムの利用に関する問い合わせ対応
運行業者	<ul style="list-style-type: none"> スクールバスの運行状況確認機能を正常に稼働させるため、GPS 機能搭載の運行業者用端末（タブレット端末等）を適切に運用

（6）業務実施体制

ア 体制

受注者は、本業務を確実に実施できる組織的な体制を整え、各担当の役割と責任を明確にすること。

イ その他

受注者は、本業務に関わる発注者の内部資料作成において、情報の提供等の支援を行うこと。

(7) その他留意事項

ア 検収期間

本システムの稼働前に、一定期間、本仕様書の要求基準を全て満たしていることを確認するために、発注者による検収期間を設定すること。

イ 契約不適合責任

(ア) 本システムの運用開始日から契約末日までの間に、正当な理由なく、本仕様書で要求した水準に達していないことが判明した場合には、受注者は無償で本仕様書が要求する水準に達するように改修を行うこと。

(イ) 受注者は、本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、発注者からの障害発生時の情報開示請求などの問合せや助言要求に対して、誠意を持って対応すること。

ウ 資料の提供等

受注者は、発注者に対して本業務遂行に必要な資料の提供・貸与を求めることができる。この場合、発注者は受注者と協議の上、本業務遂行に関して必要な資料を可能な限り、受注者に提供・貸与するものとする。

3 調達要件

(1) 基本的な考え方

本調達は、仕様変更に柔軟な対応が可能であるクラウド型サービスにより実施すること。

(2) 本システムの利用端末

利用者ごとに、次の台数の端末から本システムの利用を可能とすること。

また、県教委及び対象校から本システムにアクセスする場合は、アクセス元が業務用端末に限定されるよう、アクセス制限を設けること。

【利用者ごとのシステム利用端末台数等】

区分	利用端末台数 (見込み)	備考
県教委 対象校	49	Microsoft Edge 又は Google Chrome の最新版で正常表示及び利用可能であること。
保護者等	3,000	マルチデバイス・ブラウザ（パソコン、タブレット、スマートフォン上で稼働する各 OS (Windows、Mac OSX、Android、iOS) における Microsoft Edge、Google 又は Chrome、Safari、Android 標準ブラウザ）に対応していること。
運行業者	69	下記（3）のとおり

県教委及び対象校においては既存の業務用端末、保護者等においては私有の端末（スマートフォン等）により本システムを利用する。

運行業者については、本システムを利用するための専用端末（以下「運行業者用端末」）を受注者において必要数分調達することとし、本システムの利用開始に際して、各運行業者に配付することとする。

（3）運行業者用端末

運行業者用端末については、受注者において、下記を標準として、本システムの正常な稼働を保証できるものを用意すること。

なお、運行業者用端末には、画面フィルム及びショルダーベルト等の首又は肩掛けが可能なケースを装着するとともに、充電器も合わせて用意すること。

また、運行業者用端末の通信回線として必要十分なネットワーク帯域及び通信容量を持ったSIMカード（nanoSIM）を必要数量（69回線分）提供すること。

なお、本システムの利用に係る運行業者端末への各種設定（本システムの導入等）については、本調達に含まれるものとして、受注者において行うこととする。

ア Memory:RAM4GB、ROM16GB相当以上

イ ディスプレイ：10.1インチ、1280×800ドット以上

ウ SIMカードスロット：通信用SIMカード（nanoSIM）用に1個以上保有

エ OS:iPad13相当以上又はAndroid12.0相当以上

オ GPS機能（端末の位置座標を送信機能）

（4）受注者要件

次の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」の資格を認定されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

（5）設備要件

本調達を遂行するデータセンターは、日本国内にあるものとし、次の要件を備えていること。

ア 耐火建築物であること。

イ 震度6強を想定した耐震構造であること。

ウ 障害発生時に使用する機器を複数備えること。

エ 停電の際に自家発電装置等の24時間以上の非常用電源が確保されていること。

オ データセンターへの入退室管理を行い、認証には2要素以上の認証を施していること。

4 機能要件

本システムに搭載する機能の概要は次のとおりとする。

（1）本システムの利用者ごとの権限設定

本システムの利用者は、上記2(4)に掲げるとおり、「県教委」「対象校」「保護者等」「運行業者」とする。「県教委」については、全てのコースの（2）以降の機能を利用できるものとし、「対象校」については、対象校におけるコースの同機能を利用できるものとする。

「保護者等」及び「運行業者」においては、(4) 及び (5) の機能を利用できるものとする。

【利用者ごとの必要アカウント数（※予備分を含む）】

区分	必要アカウント数 (見込み)	備考
県教委	1	特別支援教育課職員分
対象校	48	対象校数×スクールバス関連業務担当教職員3名分
保護者等	69	スクールバスコース数分
運行業者	69	スクールバスコース数分

(2) 認証機能

本システムへのログインは、以下の仕組みによるものとする。

ア 県教委、対象校及び運行業者

予め発注者が指定する端末からのみログインを可能とする、またはユーザーID及びパスワードによる認証の仕組みとする。

ユーザーID及びパスワードによる認証とする場合、ユーザID、仮パスワードを交付することとし、その後速やかにパスワードを利用者又は利用者から連絡を受けた管理者が変更することとする。

また、本システムにログインできるのは、事前に本システム用の職員名簿に登録された職員に限ることとする。

イ 保護者等

コースごとに付与するユーザーIDとパスワードによる認証の仕組みとする。

対象校において、本システムを利用する保護者等に対し、バスコースごとに付与するユーザーIDとパスワードが発行できるようすること。

(3) スクールバス基本情報の登録等機能

対象校において、スクールバスのコース名、コースごとの情報等を本システムに登録、削除、編集及び確認することができる。

なお、対象校における本システムの利用開始前に、その時点でのスクールバス基本情報について、対象校に代わり受注者が本システムに登録する作業を行う。

(4) スクールバスの運行状況確認機能

各利用者は、本システムを通じて、地図上に表示されたスクールバスの現在の位置情報を確認することができる。

なお、位置情報については、運行業者がスクールバスの運行時、車内にタブレット端末等（上記3 (3) で受注者が用意した運行業者用端末等）を持ち込み、タブレット端末等に搭載されたGPS機能を活用することにより取得することとする。

(5) スクールバス運行状態表示機能

運行しているスクールバスの現在の状態（定刻どおりの運行、遅延している、又は緊急事態にある等）がシステム上で運行業者の操作によって表示でき、それらを保護者等が確認できる。

(6) スクールバスの運行履歴確認機能

スクールバスの運行後、その運行履歴（コースごとの運行年月日、実際の運行経路、運行時刻等）が自動で本システムに登録される。

県教委及び対象校は、登録された運行履歴を過去1年間分（契約の最終年度にあっては、契約期間満了時まで）は確認することができる。

5 運用及び保守業務

受注者は、本システムの導入準備完了後速やかに、本システムの利用を発注者に提供するとともに、契約期間中、発注者が常に本システムの機能を十分に利用できるよう に、本システムの保守、管理及び支援を行うものとする。

また、受注者は、本システム稼働後に改善すべき点が生じた場合、発注者と協議し対応すること。

(1) 保守体制

ア 受注者は、本システムの保守を円滑に遂行するための体制を整備すること。

イ 受注者は、保守窓口担当を選任し、県教委へ届け出るとともに、調整窓口とす ること。

ウ 受注者は、障害等が発生した際に、迅速かつ適切に対応できるように、連絡体 制及び指揮命令系統を整備すること。

(2) 支援体制

受注者は、本システムの操作や不具合等の発注者からの問い合わせに対応できるよ う、サポート体制を整えること。

(3) 障害発生時の対応

受注者は、本システムの構成機器等に不具合が生じた場合は、影響を最小限に留 めるよう速やかに復旧に努めること。

6 納品・検査

(1) 納品

受注者は、次の納入物を期限までに納品すること。

区分	納入物	期限
導入	導入業務完了報告書 システム設定書 システム システム操作マニュアル（対象校用、保 護者等用、運行業者用） 簡易版マニュアル（対象校用、保護者等 用、運行業者用）	第1期：令和8年3月31日 第2期：令和9年3月31日
運用及び保守	運用及び保守業務完了報告書	システム稼働月の翌月

(2) 検査

発注者は、上記（1）の各期の納品をもって検査を行う。導入業務完了の検査につ いては、発注者と受注者の共同レビューにより行うこととし、検査結果が本仕様書の 規定に適合せず、不合格だった場合、受注者は速やかに修正を行うこと。

7 セキュリティ対策

(1) ウィルス対策等

受注者は、契約期間中において、適切なウィルス対策を行い、情報の改ざん、毀 損及び漏洩等を防止すること。

(2) アクセスログ記録

受注者は、発注者が求めた場合は、アクセスログやその統計情報をまとめて提供 すること。また、システム利用サービスの機能として統計情報を参照できること。

(3) 情報資産の取扱い

ア 受注者は、業務の遂行に当たり発注者の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含むものとする。）について、万全を期するものとし、その機密性、可用性及び安全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

イ 受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に与え、本業務の履行目的以外に使用することがないように関係者に周知徹底し、所要の教育を行うこと。

(4) 業務委託に係るリスク管理

ア 受注者は、業務の実施に当たり、業務に従事する従業員による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。

イ 受注者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績簿等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順について発注者が求めた場合は提供すること。

ウ システムに記録された個人情報等は、不正利用や情報漏洩対策を十分に行い、本業務に係ること以外での利用は認められないものとする。

8 サービスレベル協定

(1) 本システムについて、次表のサービス品質基準を参考に、県と協議してサービス提供開始日までにサービスレベル協定（以下「SLA」という。）を締結すること。

また、SLAには、サービスレベル基準値を満たすことができなかつた場合の対策基準等も含めて協議決定することとする。

【サービス品質基準】

項目番	カテゴリ	サービスレベル評価項目	基準値
1	可用性	サービス提供時間	365日 24時間（メンテナンス時間を除く）
		稼働率（計画停止を除く）	99.99%以上
		計画停止	0.5%未満
		目標障害復旧時間	4時間以内
2	保守・運用管理	問合せ受付時間	月曜日から金曜日まで（※）（原則として午前9時00分から午後5時00分まで）
		障害受付時間	月曜日から金曜日まで（※）（原則として午前9時00分から午後5時00分まで） ただし、緊急時は上記時間外も対応すること。
		障害検知（死活監視）	365日 24時間
		運用保守サービス時間	月曜日から金曜日まで（※）（原則として午前9時00分から午後5時00分まで） ただし、業務への影響を及ぼす保守作業は、県と協議の上、就業時間外の対応を行うこと。また、緊急対応を必要とする障害対応は、上記時間外も対応すること。
		定期点検保守	年1回以上
		問合せに対する初回応答時間	4時間以内（就業時間外の時間は計測から除外するものとする）
		問合せ回答完了	・3営業日以内の回答未完了率が10%以内であること。ただし、問合せ件数が20件以下の場合は、未完了件数が2件以内とする。 ・問合せから2週間以上の長期未完了率が2%以内であること。ただし、問合せ件数が20件以下の場合は、未完了件数が1件以内とする。
3	セキュリティ	ウイルス対策	ウイルス検知時は2時間以内に報告すること。

		<p>セキュリティインシデント対応</p> <p>振る舞い検知等のセキュリティ対策機能での検知時は、2時間以内に報告すること。</p> <p>インシデントの内容に応じて、対応策の提案を2営業日以内に行うこと。緊急性の高いものについては、2時間以内に初動対応を行うこと。</p>
		<p>OS等のパッチ</p> <p>緊急性の高いものは、影響調査の上、影響度に応じた対応策を1週間以内に提案すること。</p> <p>応急対策、恒久対策は、提案内容に沿って全て実施すること。</p>

※ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる日は除く。

- (2) サービスレベルの測定は、月ごとに行うこととし、月次の運用及び保守業務完了報告書に、測定結果を明記すること。

9 その他

- (1) 受注者は、業務を遂行する上で知り得た生徒等のプライバシーに関する情報は厳重に管理し、これを第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 業務の運用は、個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、その取扱いに十分注意すること。また、個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (3) 業務の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは発注者が所有又は入手できる範囲において提供する。受注者は、発注者から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、発注者の許可なく複写及び複製してはならない。
- また、受注者は、業務が終了したとき、発注者の求めがあったとき又は業務に必要がなくなったときは、発注者から提供された資料及びデータを発注者に返却又は廃棄すること。
- (4) 受注者は、履行期間の最終年度において、スクールバスの運行が終了した後、発注者の指示に従い、機器の回収方法し、その経費を負担すること。
- (5) 受注者は、発注者の過失に起因する場合を除き、システムの故障等による賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(別紙)

○広島県立特別支援学校スクールバス運行関連システム導入一覧

導入時期	学校名	コース名
第1期	尾道特別支援学校	向島一尾道駅
第1期	尾道特別支援学校	福山一新尾道駅
第1期	尾道特別支援学校しまなみ分校	しまなみ
第1期	福山特別支援学校	西
第1期	福山特別支援学校	南
第1期	福山特別支援学校	北
第1期	福山特別支援学校	東
第1期	福山北特別支援学校	福山駅前
第1期	福山北特別支援学校	福山中央
第1期	福山北特別支援学校	福山東
第1期	福山北特別支援学校	福山西
第1期	福山北特別支援学校	神辺
第1期	福山北特別支援学校	府中
第1期	福山北特別支援学校	深津
第1期	福山北特別支援学校	坪生
第1期	福山北特別支援学校	春日
第1期	福山北特別支援学校	芦田
第1期	福山北特別支援学校	新市
第1期	呉特別支援学校	府中
第1期	呉特別支援学校	坂・自衛隊
第1期	呉特別支援学校	瀬野川
第1期	呉特別支援学校	郷原・焼山
第1期	呉特別支援学校	熊野
第1期	呉特別支援学校(江能分級)	江能
第1期	沼隈特別支援学校	東
第1期	沼隈特別支援学校	西
第1期	沼隈特別支援学校	北
第1期	呉南特別支援学校	安浦
第1期	呉南特別支援学校	広
第1期	呉南特別支援学校	呉市内
第1期	呉南特別支援学校	宮原
第1期	呉南特別支援学校	呉市内一新広駅

(別紙)

○広島県立特別支援学校スクールバス運行関連システム導入一覧

第2期	広島特別支援学校	五日市
第2期	広島特別支援学校	祇園
第2期	広島特別支援学校	府中
第2期	広島特別支援学校	高陽
第2期	広島特別支援学校	可部
第2期	広島特別支援学校	石内
第2期	広島特別支援学校	長束
第2期	広島特別支援学校	春日野
第2期	廿日市特別支援学校	宮島街道
第2期	廿日市特別支援学校	美鈴が丘
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	五日市
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	五月が丘
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	湯来
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	鈴が峰
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	佐伯
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	大竹
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	原
第2期	廿日市特別支援学校(阿品台分校含む)	揚下宮園
第2期	三原特別支援学校	竹原
第2期	三原特別支援学校	幸崎
第2期	三原特別支援学校	三原
第2期	三原特別支援学校	世羅
第2期	三原特別支援学校	大和
第2期	庄原特別支援学校	三次
第2期	庄原特別支援学校	東城・西城
第2期	庄原特別支援学校	せらにし・吉舎
第2期	広島北特別支援学校	大町旧道線
第2期	広島北特別支援学校	吉田線
第2期	広島北特別支援学校	あさひが丘・緑井線
第2期	広島北特別支援学校	大原・中筋線
第2期	広島北特別支援学校	Acity・太田川学園線
第2期	広島北特別支援学校	鈴張線
第2期	黒瀬特別支援学校(のみのお分校含む)	八本松
第2期	黒瀬特別支援学校(のみのお分校含む)	西条
第2期	黒瀬特別支援学校(のみのお分校含む)	白市
第2期	黒瀬特別支援学校(のみのお分校含む)	造賀
第2期	黒瀬特別支援学校(のみのお分校含む)	黒瀬
	16校	69コース